

## 宇宙 2 法の成立について

宇宙2法(「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」)は、11月9日の参議院本会議において可決、成立した。

### 1. 経緯

平成28年3月4日 閣議決定

4月27日 衆議院内閣委員会での提案理由説明

10月26日 衆議院内閣委員会での法案審議

10月28日 衆議院本会議で可決

11月1日 参議院内閣委員会での提案理由説明

11月8日 参議院内閣委員会での法案審議

11月9日 参議院本会議で可決、成立

### 2. 今後の予定

平成28年11月16日の官報掲載により公布予定、以降、以下のスケジュールにより施行準備を進める。

今後、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において、各省庁等と連携、調整しつつ、両法律の施行に向けて政令、内閣府令等の整備を進める。特に、宇宙活動法第55条の規定に基づいて、同法の人工衛星の打上げロケットの設計や打上げ施設の安全基準、また、人工衛星の構造や管理計画に関する基準については、宇宙政策委員会の意見を聴きつつ進める。

	一部施行	全部施行
宇宙活動法	公布の日から1年以内	公布の日から2年以内
リモセン法	公布の日から9か月以内	公布の日から1年以内

### 別添

- 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(宇宙活動法)の概要
- 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(リモセン法)の概要

# 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の概要(通称:宇宙活動法)

宇宙開発利用の果たす役割を拡大するとの宇宙基本法の理念にのっとり、

- ①人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げに係る許可制度
- ②人工衛星の管理に係る許可制度
- ③第三者損害の賠償に関する制度

を創設することで宇宙諸条約を担保し、我が国の宇宙開発利用を推進する。

## 1. 法律の必要性及び背景

○我が国における民間による宇宙活動の進展に伴い、これに対応した宇宙諸条約の担保法が必要

- 宇宙諸条約に基づけば、自国の非政府団体の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要(宇宙条約第6条)。
- 我が国以外の世界21か国(米仏露中韓等)においては、担保法を制定済み。

○我が国の民間事業を推進するためにも、予見性を高めるため制度インフラとして法整備が必要

- 米国では商業打上げ法により、遵守すべき基準等の明確化、政府の補償制度の導入を行い、事業リスクの低減化を実施。SpaceX社等が商業打上げ市場へ新規参入。



超小型衛星打上げロケット(イメージ)  
(日)インターステラテクノロジズ社



民間発小型衛星  
(日)アクセルスペース社



ファルコン9ロケット  
(米)スペースX社

## 2. 法律の概要

### 人工衛星等の打上げに係る許可制度

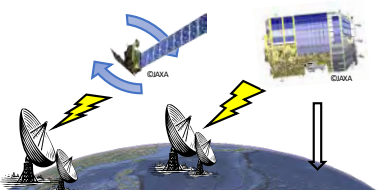
1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



安全の確保

### 人工衛星の管理に係る許可制度

- 人工衛星の管理を許可制とし、
- ①宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施
  - ②宇宙空間の有害な汚染等の防止
  - ③再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



### 第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。
2. 打上げ実施者に第三者損害を賠償するための保険の締結等を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。

#### 打上げ実施者の負担

政府補償契約  
(一定の金額)

民間保険契約等  
(ロケットの設計、打上げ施設毎に定める金額)

事業者免責  
(裁判所のしん約)

# 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の概要(通称:衛星リモセン法)

宇宙開発利用の果たす役割を拡大すると宇宙基本法の理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、①衛星リモセン装置の使用に係る許可制度  
②衛星リモセン記録保有者の義務  
③衛星リモセン記録を取り扱う者の認定 等 必要な事項を定める。

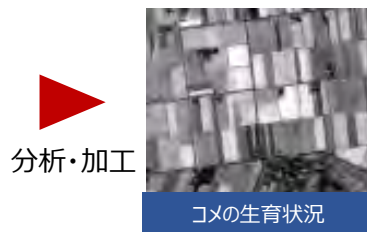
## 1. 法律の必要性及び背景

○高分解能の衛星リモセン記録が悪用の懸念のある国や国際テロリスト等の手に渡らないよう管理する制度が必要。

- 近年の急速な高分解能化(空間・時間)・低コスト化により、衛星リモセン記録がテロリスト等に渡った場合のリスクが増大。
- 米独仏加4ヶ国では、民間事業者による衛星リモートセンシングのシステム運用や画像配布を制限する法制度を整備済み(英西も検討中)。

○リモセン事業者が遵守すべき基準等を明確化し、事業の予見可能性の向上を図ることが必要。

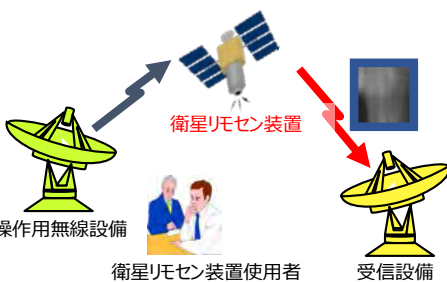
- 今後、農業、防災・減災、鉱物資源、社会インフラ整備・維持等の分野で、衛星リモセン記録を一層活用した新産業・新サービスの創出が期待が高まっている。こうした中で、新規リモセン事業者の事業リスクを低減し、参入を後押しする。



## 2. 法律の概要

### ①衛星リモセン装置の使用に係る許可制度

高分解能の衛星リモセン装置の使用を許可制とし、  
①不正使用防止措置  
②申請受信設備以外での使用禁止  
③申請軌道以外での停止  
④使用終了時の措置等の義務を課す



### ②衛星リモセン記録保有者の義務

衛星リモセン記録保有者は、本法の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、高分解能の衛星リモセン記録を提供してはならない。  
※内閣総理大臣は、国際社会の平和の確保等に支障を及ぼすおそれがあると認める十分な理由がある場合は、範囲及び期間を定めて、提供の禁止を命ずることができる。



### ③衛星リモセン記録を取り扱う者の認定

衛星リモセン記録を取り扱う者は、記録の区分に従い、衛星リモセン記録を適正に取り扱うことができる旨の認定を受けることができる。

